

平成 28 年 5 月 24 日

各 位

会 社 名 株式会社アイロムグループ 代表者名 代表取締役社長 森 豊隆 (コード番号 2372 東証第一部)

問合せ先

役 職 取締役 経営企画本部長

氏名谷田洋平電話03-3264-3148

監査等委員会設置会社への移行および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成28年6月28日開催予定の第19回定時株主総会において承認されることを条件として、現在の「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」に移行する方針を決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件に伴う役員人事につきましては、本日公表の「監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ」をご参照ください。

記

1. 移行の背景と目的

当社では従来から、取締役に対する監督機能の強化並びに経営の透明性の向上等、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいりました。今般、取締役会の監督機能をより一層強化するとともに、経営に関する意思決定の迅速化を実現し、更なる企業価値の向上を図るため、監査等委員会設置会社へ移行することとしたものです。

2. 移行の時期

平成28年6月28日開催予定の当社第19回定時株主総会において、必要な定款変更等について 承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

3. 定款の一部変更

変更の内容は別紙のとおりです。

以上

	(下線は変更部分です。)
現行定款	変更定款案
第1条~第3条(条文省略)	第1条〜第3条(現行どおり)
(新設)	(機 関) 第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査等委員会 3. 会計監査人
第 <u>4</u> 条~第 <u>18</u> 条(条文省略)	第 <u>5</u> 条〜第 <u>19</u> 条(現行どおり)
(員 数) 第 <u>19</u> 条 当会社の取締役は、20名以内とす <u>る。</u>	(員 数) 第 <u>20</u> 条 当会社の監査等委員である取締役以外 の取締役は、10名以内とし、監査等 委員である取締役は、4名以内とす る。
(選任方法) 第 <u>20</u> 条 <u>取締役は、株主総会の決議によって選</u> <u>任する。</u>	(選任方法) 第 21 条 監査等委員である取締役以外の取締役 および監査等委員である取締役は、そ れぞれ区別して株主総会の決議によっ て選任する。また、取締役の員数を欠 くこととなるときに備えて補欠の取締
② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。③ 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。	役を選任することができる。② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。③ 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。
第 <u>21 条</u> (条文省略)	第 22 条 (現行どおり)
(任 期) 第 22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終 了する事業年度のうち最終のものに関す る定時株主総会終結の時までとする。	(任 期) 第 23条 取締役 <u>(監査等委員であるものを除</u> く。) の任期は、選任後1年以内に終 了する事業年度のうち最終のものに関 する定時株主総会終結の時までとす る。
(新設)	② 監査等委員である取締役の任期は、選 任後2年以内に終了する事業年度のうち 最終のものに関する定時株主総会の終結 の時までとする。
(新設)	③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
第 23 条(条文省略)	(削 除)

現行定款

(代表取締役及び役付取締役)

- 選定する。
 - ② 取締役会の決議によって、取締役会 長、取締役社長各1名、取締役副社長、 専務取締役、常務取締役各若干名を選定 することができる。

第 25 条 (条文省略)

(取締役会の招集通知)

- 第 26 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前 |第 26 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前 までに各取締役及び各監査役に対して 発する。ただし、緊急の必要があると きは、この期間を短縮することができ る。
 - ② 取締役及び監査役全員の同意があると きは、招集の手続を経ないで取締役会を 開催することができる。

(新設)

- ができる取締役の過半数が出席し、その 過半数をもって行う。
 - ② 当会社は取締役会の決議事項につい て、取締役(当該決議事項について議決 に加わることができるものに限る)の全 員が書面又は電磁的記録により同意の意 思表示をしたときは、当該決議事項を可 決する旨の取締役会の決議があったもの とみなす。ただし、監査役が当該決議事 項について異議を述べたときはこの限り でない。

変更定款案

(代表取締役及び役付取締役)

- 第 24 条 <u>代表取締役は、取締役会の決によって</u> 第 24 条 <u>取締役会は、その決議によって業務施</u> 行取締役の中から代表取締役を選定す る。
 - ② 取締役会の決議によって、取締役会 長、取締役社長各1名、取締役副社長、 専務取締役、常務取締役各若干名を選定 することができる。

第 25 条 (現行どおり)

(取締役会の招集通知)

- までに各取締役に対して発する。ただ し、緊急の必要があるときは、この期 間を短縮することができる。
 - ② 取締役全員の同意があるときは、招集の 手続を経ないで取締役会を開催すること ができる。

(重要な業務執行の委任)

- 第27条 当会社は、会社法第399条の13第6 項の定めるところに従い、取締役会の 決議をもって、同条第5項各号に定め る事項以外の重要な業務執行の決定の 全部または一部の決定を取締役に委任 することができる。
- 第27条 取締役会の決議は、議決に加わること 第28条取締役会の決議は、議決に加わることが できる取締役の過半数が出席し、その過 半数をもって行う。
 - ② 当会社は取締役会の決議事項につい て、取締役(当該決議事項について議決 に加わることができるものに限る)の全 員が書面又は電磁的記録により同意の意 思表示をしたときは、当該決議事項を可 決する旨の取締役会の決議があったもの とみなす。

現行定款

(取締役会の議事録)

- 第 28 条 取締役会の議事録は、法令で定めると 第 29 条 取締役会の議事録は、法令で定めると ころにより書面又は電磁的記録をもって 作成し、出席した取締役及び監査役は、 これに署名もしくは記名押印し、又は電 子署名を行う。
 - ② 前条第2項の議事録は、法令で定める ところにより書面又は電磁的記録をもっ て作成する。

第29条(条文省略)

(報酬等)

第 30 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行 第 31 条 監査等委員である取締役以外の取締役 の対価として当会社から受ける財産上の 利益(以下「報酬等」という。)は、株 主総会の決議によって定める。

(取締役との責任限定契約)

第 31 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規 |第 32 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規 定により、社外取締役との間に、任務を 怠ったことによる損害賠償責任を限定す る契約を締結することができる。ただ し、当該契約に基づく責任の限度額は、 法令が規定する額とする。

第5章 監査役及び監査役会

第 32 条~第 36 条(条文省略)

(監査役会の招集通知)

- までに各監査役に対して発する。ただ し、緊急の必要があるときは、この期間 を短縮することができる。
 - ② 監査役全員の同意があるときは、招集 の手続を経ないで監査役会を開催するこ とができる。

(新設)

変更定款案

(取締役会の議事録)

- ころにより書面又は電磁的記録をもって 作成し、出席した取締役は、これに署名 もしくは記名押印し、又は電子署名を行
 - ② 前条第2項の議事録は、法令で定める ところにより書面又は電磁的記録をもっ て作成する。

第 30 条 (現行どおり)

(報酬等)

および監査等委員である取締役の報酬、 賞与その他の職務執行の対価として当会 社から受ける財産上の利益(以下「報酬 等」という。)は、それぞれ区別して株 主総会の決議によって定める。

(取締役との責任限定契約)

定により、取締役(業務執行取締役等で あるものを除く。) との間に、任務を怠 ったことによる損害賠償責任を限定する 契約を締結することができる。ただし、 当該契約に基づく責任の限度額は、法令 が規定する額とする。

第5章 監査等委員会

(削除)

(監査等委員会の招集通知)

- 第 37 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前 | 第 33 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発す る。ただし、緊急の必要があるときは、 この期間を短縮することができる。
 - ② 監査等委員全員の同意があるときは、 招集の手続を経ないで監査等委員会を開 催することができる。

(常勤の監査等委員)

第34条 監査等委員会は、その決議によって常 勤の監査等委員を選定することができ る。

現行定款	変更定款案
第 38 条~第 39 条(条文省略)	(削除)
(<u>監査役会</u> 規程) 第40条 監査役会に関する事項は、法令又は本 定款のほか、 <u>監査役会</u> において定める <u>監</u> 査役会規程による。	(<u>監査等委員会</u> 規程) 第 35 条 <u>監査等委員会</u> に関する事項は、法令又 は本定款のほか、 <u>監査等委員会</u> において 定める <u>監査等委員会規程</u> による。
第 41 条~第 43 条(条文省略)	(削除)
第 <u>44 </u> 条~第 <u>45 </u> 条(条文省略)	 第 <u>36</u> 条〜第 <u>37</u> 条(現行どおり)
(報酬等) 第 <u>46</u> 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が <u>監査役会</u> の同意を得て定める。	(報酬等) 第 <u>38</u> 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が <u>監査等委員会</u> の同意を得て定める。
第 <u>47</u> 条~第 <u>50</u> 条(条文省略)	第 <u>39</u> 条〜第 <u>42</u> 条(現行どおり)